

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第54条の2第1項及び第4項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項及び会令第91号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号
五十嵐 俊明（登録第10472号）
2. 処分の方法
戒告（会則第54条の2第2項第1号）
3. 処分の執行日
令和6年5月7日
4. 処分の理由の概要
 - （1）処分の理由：継続研修義務不履行
 - （2）適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、弁理士法施行規則第25条（継続研修）、会則第57条第3項（継続研修）
 - （3）履修期間：令和3年11月1日～令和5年3月31日
 - （4）履修状況（不足している単位数）：
「令和3年度弁理士法及び特許法等改正説明会」1単位